

# 通所リハビリテーション「あすろ」・ 介護予防通所リハビリテーション「あすろ」サービス内容

R. 8. 4. 1

## ■あすろの目的■

利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるようにサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

## ■あすろの運営方針■

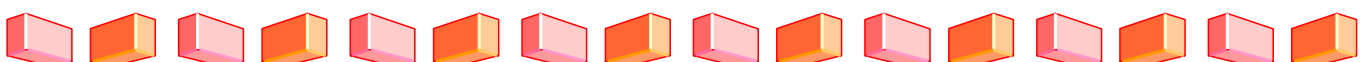
- 1 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護予防サービス支援計画表に基づいて要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、パワーリハビリテーションを含むリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 2 通所リハビリテーションの提供にあたっては、通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なパワーリハビリテーションを含むリハビリテーションを行い利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での自律した生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 4 通所リハビリテーションあすろが地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療福祉サービス提供者、及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

## ■施設の職員体制■

	員 数	業 務 内 容
・医師	1人以上	医療業務
・介護職員・理学・作業療法士・言語聴覚士	3. 2人以上 (内 療法士0. 6名)	介護業務
・管理栄養士	1人以上	栄養業務

## ■営業日及び営業時間■

- (1) 原則として毎週月曜日から金曜日までの5日間営業。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます(利用者と協議して変更することがあります)
- (2) 営業時間は営業日の午前10時00分から午後3時30分までとします。  
ただし、サービス提供時間は午前10時30分から午後2時45分までとします。





### ■事業の内容■

- 1 医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供し、居宅と事業所間の送迎を実施します。

### ■通常の事業の実施地域■

旧福知山市内・三和町(旧細見小学校学区)・丹波市(旧竹田小学校学区)

### ■賠償責任■

- 1 (介護予防)通所リハビリテーションの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

### ■通所定員■ 30名

### ■事故発生時の対応■

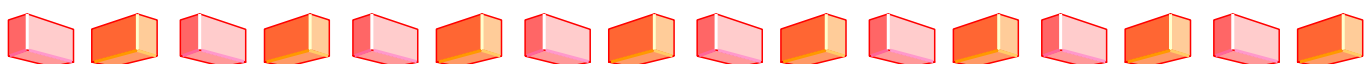
- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

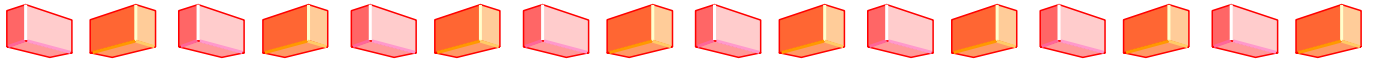
### ■利用に当たっての留意事項■

- ・飲酒・喫煙は、全面禁止とします。
- ・火気の取扱いは、火災予防に十分注意してください。
- ・設備・備品の利用は、必ず職員に届け出てください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度にしてください。
- ・金銭・貴重品の管理は、盗難予防に十分注意してください。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則として認めません。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

### ■要望及び苦情等の相談■

利用者及び代理人は、当事業所の提供する(介護予防)通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。





その他に、外部の相談機関として下記の相談窓口があります。

①福知山市の相談窓口 福知山市福祉部高齢者福祉課 介護保険係  
受付時間:8:30~17:15(土日祝を除きます)  
TEL:0773-24-7013 FAX:0773-23-6537

②国民健康保険団体連合会 京都府国保連合会 介護保険課介護相談係  
受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝を除きます)  
TEL:075-354-9090 FAX:075-354-9055

#### ■非常災害対策■

- ・防災設備
- ・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、誘導灯、非常用電源、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、非常通報装置、漏電火災報知器
- ・防災訓練 年2回

#### ■虐待の防止■

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護されている方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

#### ■第三者評価の実施状況■

第三者評価実施の有無 : 有 評価日 : 平成28年6月24日  
評価機関名 : 特定非営利法人 京都ビジネスサポート・センター  
評価結果の開示状況 : 介護サービス情報公表システムにて開示中

#### ■その他運営に関する重要事項■

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超える利用者の受入はできません。

2 (介護予防)通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設「さくら苑」の幹部会において定めます。

